

## 九州大学コラボ・ステーションⅡ細則

令和3年度九大細則第7号

制定：令和3年7月30日

最終改正：令和6年3月26日

(令和5年度九大細則第22号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学コラボ・ステーションⅡ（以下「建物」という。）における、部局等において管理運用するスペース（以下「部局運用スペース」という。）の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部局運用スペース)

第2条 部局運用スペースは、別表第1のとおりとする。

2 部局運用スペースの管理運営に関する業務は、九州大学馬出キャンパス全学レンタルスペース規程（令和3年度九大規程第58号。以下「規程」という。）第2条に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）が掌理するものとする。

3 部局運用スペースの管理運営にあたり必要な事項の調査審議は、規程第3条に規定する馬出キャンパス全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）が行う。

4 部局運用スペースは、地区委員会の議を経て、新たに追加し、又は廃止することができる。

(部局運用スペースの使用資格)

第3条 部局運用スペースを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 建物のうち、全学レンタルスペース規則（令和3年度九大規則第35号。）第3条第1項に規定する全学管理スペース及び総長裁量スペース（以下「全学レンタルスペース」という。）の使用者

(2) その他管理責任者が必要と認めた者

(部局運用スペースの使用の許可等)

第4条 部局運用スペース（大セミナー室及びコミュニティラウンジ（以下「大セミナー室等」という。）を除く。）を使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

2 前項の規定により使用を許可された部局運用スペースの使用者は、当該使用の途中において、許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(部局運用スペースの使用期間)

第5条 部局運用スペース（大セミナー室等を除く。）の使用期間は、使用者からの申請に基づき、管理責任者が定める。

2 部局運用スペースの使用者は、前項の規定により使用を許可された期間を超えて使用を

希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

(大セミナー室等)

第6条 大セミナー室等を使用しようとする者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、その許可を得なければならない。

- 2 大セミナー室等の使用時間は、原則として平日午前9時から午後9時までの間とする。
- 3 大セミナー室等の使用者は、前項の使用時間外の使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を得なければならない。
- 4 大セミナー室等の使用に当たっては、使用料を負担しなければならない。ただし、管理責任者が地区委員会の議を経て別に定める使用にあつては、この限りでない。
- 5 前項の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(禁止する実験等)

第7条 部局運用スペースの使用者は、建物において、規程第8条第1項各号に掲げる実験等を実施することができない。ただし、管理責任者が必要と認めた場合は、同項第4号に掲げる実験等を除き、この限りでない。

(適正使用)

第8条 部局運用スペースの使用者は、建物の目的に沿って適正に使用しなければならない。

- 2 管理責任者は、部局運用スペースの使用者が、この細則等及び許可条件に違反したとき、又は建物の管理上支障があると認めるときは、当該部局運用スペースの許可を取り消し、又は中止させるとともに、建物から退去を命ずるものとする。

(光熱水料等)

第9条 建物の使用者（大セミナー室等を除く。）は、使用を許可された場所において使用した光熱水料を負担しなければならない。

- 2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とし、受益者負担とする。

(徴収方法)

第10条 建物（大セミナー室等を除く。）の光熱水料については、4半期又は半期毎に、使用者が所管する部局等の予算から事務局の予算に移し替えるものとする。

- 2 大セミナー室等の使用料については、4半期又は半期毎に、使用者が所管する部局等の予算から事務局の予算に移し替えるものとする。
- 3 使用者は、光熱水料及び大セミナー室等の使用料の請求があつた場合は、速やかに支払わなければならない。
- 4 一度納付された部局運用スペースの使用料については、特段の事情がある場合を除き、返却しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。

(設備の管理)

第11条 建物の設備、備品の管理については、管理責任者が地区委員会の議を経て定める方法により管理するものとする。

(使用の終了等)

第12条 部局運用スペースの利用者は、使用が終了したとき、又は第8条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、建物から退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第13条 部局運用スペースの利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第14条 部局運用スペースの管理運営に関する事務は、研究・産学官連携推進部研究企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、建物の使用等に関し必要な事項は、地区委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大細則第22号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部局運用スペース	
1階	コミュニティラウンジ
2階	大セミナー室

別表第2（第6条関係）

区 分	使用料 (1時間当たり)
コミュニティラウンジ	1,000円
大セミナー室	530円 (冷暖房料込)